

岩手県告示第300号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年5月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年3月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 桜庭鉄工所
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字伊保内第12地割43番地25
 - ウ 代表者の氏名 桜庭健三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一）第4731号
 - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年3月6日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年4月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社小田島工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市牧野林1012番地2
 - ウ 代表者の氏名 小田島和浩
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特一）第6724号
 - (3) 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月8日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年3月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 寺林組
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市寺林字梨木平70番地
 - ウ 代表者の氏名 岩崎清一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一）第7175号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年3月26日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年4月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三田推進工業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野15地割522番地2
 - ウ 代表者の氏名 三田五十美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一）第7927号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月1日付けで管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和6年4月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社デザインルーム創美舎
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中ノ橋通二丁目3番23号
- ウ 代表者の氏名 梅村幸二
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-5)第20317号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月1日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和6年3月27日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 北岩手環境保全
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下田字古河川原448番地1
- ウ 代表者の氏名 竹田栄悦
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第20733号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和6年3月25日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和6年4月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社SANESU
- イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼狐洞409番地3
- ウ 代表者の氏名 澤田修司
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第21040号
- (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和6年4月4日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和6年4月2日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 サトウテック
- イ 主たる営業所の所在地 一関市滝沢字柴沢89番地1
- ウ 代表者の氏名 佐藤宏明
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第60210号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和6年3月29日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和6年3月15日
- (2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 清水電気工事

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町松川字野平179番地2

ウ 代表者の氏名 清水善悦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一4）第70124号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年3月14日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和6年4月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小野寺鋼業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町花泉字駒場43番地9

ウ 代表者の氏名 小野寺俊彦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第70167号

(3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年4月1日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和6年4月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 和井内工務店

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎三丁目2番1号

ウ 代表者の氏名 和井内克己

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一3）第120095号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年4月4日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和6年4月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社イチサイ

イ 主たる営業所の所在地 一関市竹山町4番45号

ウ 代表者の氏名 小野寺義昭

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一1）第9115号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年3月29日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。